

愛知県青少年保護育成条例の一部改正について

～青少年が使用する携帯電話・PHS端末（スマートフォンを含む）のフィルタリング利用の促進～

1 条例改正の背景

- ・青少年が携帯電話端末又はPHS端末からインターネットを利用して、青少年の健全な成長を著しく阻害する有害情報を閲覧することが可能になっており、また、犯罪被害に巻き込まれる事例も生じている。
- ・無線LAN等からもインターネットに接続できるスマートフォンが青少年に急速に普及している。

【フィルタリング利用率等（警察庁 平成23年調査）】

高校生の利用率…愛知県 47.1%（全国平均 52%、28位）

販売店からフィルタリングの説明を受けた保護者の割合・・・愛知県 58%（全国平均 68.6%、44位）

【平成24年上半期の実績（愛知県）】

児童買春・児童ポルノ法違反で送致された人員…151人

青少年保護育成条例違反で検挙された人員…121人（いずれも全国ワースト1位）

【スマートフォンの普及状況（平成24年11月時における民間調査（全国））】

未成年者のスマートフォン所有率は、昨年比2倍の37.4%

高校生は60%を超え、特に女子高校生は65.0%と顕著

2 これまでの経緯

(1) 愛知県【愛知県青少年保護育成条例の一部改正（平成17年7月施行）】

- ・保護者、学校などがフィルタリングの活用などにより青少年に**有害情報の閲覧などをさせないように努めること**
- ・プロバイダーやパソコンの販売者などがフィルタリングに係る情報提供を積極的に行うよう努めること

(2) 国【青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成21年4月施行）】

〈基本理念〉

- 青少年の適切なインターネット活用能力習得（発達段階に応じた情報の取捨選択能力等）
 - 青少年の有害情報の閲覧機会の最小化
 - 民間主導（国等は支援）
- ・青少年が使用する携帯電話等に対する**フィルタリングサービスを原則義務付け**

保護者から利用しない旨の申出がなされる場合があり、利用率が低くなっている。

(3) 国【第2次青少年インターネット環境整備基本計画（平成24年7月策定）】

〈留意すべき課題〉

スマートフォンを始めとする新たな機器への対応

保護者に対する普及啓発の強化

国、地方公共団体、民間団体の連携強化

3 他都府県の動き

- ・東京、神奈川、大阪、福岡等21都府県で事業者等に対しフィルタリング内容等の説明義務や保護者に対しフィルタリングを使用しない場合に書面（理由記載）の提出義務などを条例化（平成21年～24年）
- ・千葉県のみ、スマートフォンの無線LAN回線等の部分についても事業者等に説明義務（平成24年7月施行）

4 主な条例改正の内容

(1) 事業者等（携帯電話事業者・販売店）の義務

- ア 携帯電話等の使用者が**青少年かどうかを確認すること**
- イ 保護者等に対して、**次の事項を説明し、当該内容を記載した書面を交付すること**
 - (ア) 事業者が提供することができるフィルタリングサービス及び**フィルタリングソフトウェア（アプリ）の内容**
 - (イ) **携帯電話インターネット接続やその他（無線LAN接続など）の機能を用いることにより、青少年有害情報を閲覧等する機会が生ずること【規則】（全国で2例目）**
 - (ウ) インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること【規則】
 - (エ) フィルタリングサービスを利用しない場合、保護者は理由を記載した書面を提出する義務があること【規則】
- ウ 保護者から提出された書面（(エ)の書面）を保存すること

(2) 保護者の義務

フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合、理由を記載した書面を提出すること

(3) 勧告・公表

- ア 規定を遵守していない事業者等に対して**勧告**することができる。
- イ 勧告に従わないときは、意見を述べる機会を与えた上、**公表**することができる。

(4) 報告・調査対象の追加

知事又は公安委員会に指定された条例調査員は、事業者等に対して調査又は質問することができる。（虚偽報告、調査拒否等の場合は、10万円以下の罰金）

5 条例施行日

平成25年7月1日